

74

2023/12

青い空

発行所 東京司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
☎(03)3353-9146 <http://tokyo-seiren.jp>

題字 大竹由美子

山下貴司衆議院議員セミナー

——制度改革の処方箋——



2

大会報告

第54回定時大会

8

- ・ 支部長に聞く
- ・ 活動日誌

16

21

山下貴司衆議院議員セミナー

——制度改革の処方箋——

2023年9月4日(月)、東京司法書士政治連盟および日本司法書士政治連盟共催による山下貴司衆議院議員セミナー「制度改革の処方箋」を司法書士会館地下1階日司連ホールにおいて開催した。

山下貴司衆議院議員は、令和元年の司法書士法・土地家屋調査士法の一部改正時の法務大臣であり、また、数多くの議員立法にかかわり、成立させてきた議員でもある。

セミナーでは、かねてより空き家問題に取り組み、議員立法である空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家対策特別措置法」という）を成立させ、その後の所有者不明土地対策、さらには民法等の一部改正、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（以下、「相続土地国庫帰属法」という）など、関連する法改正に尽力されてきた経緯と制度改革への取り組みの考え方についてご講演いただいた。

当日は、千野隆二東京司法書士会会長、小澤吉徳日本司法書士会連合会会長はじめ、多くの会員が出席した。また、来場叶わなかった全国の会員に向けて、Zoomウェビナーによる同時配信も行われた。ここでは、その講演の一部を紹介する。

1 「いかなる悪しき先例も、最初は正当なる措置として始まっている」(カエサル)

——「河を遡り、海を渡れ」

「河を遡れ」というのは、元々の制度を遡って考えること、「海を渡れ」というのは、海外ではどうなのか考えようということである。

先例を守るがゆえに制度が固まってしまうことがよくある。この制度は元々どういう制度なのか、考えてうまく活用していかなくてはならない。それが、新しい制度でできるかどうかしっか

り考える必要がある。

その一例として、司法書士法・土地家屋調査士法改正がある。当時、法務省は、6本の法律を上程しなければならず、司法書士法改正は順番的に後ろのほうであったため、先行する法律案の審議に時間がかかった場合、廃案になる可能性もあった。そこで、参議院先議を考えた。通常、国会の審議順番は衆議院を通過してから参議院で審議するのが通例だが、衆議院先議は予算法案に限ったものにして、参議院先議という例外。プチ制度改革として「衆議院が先議でなければならないという前例」にチャレンジした。役所ができない、国会慣例上できないというのは、まず疑わなければならない。実際に行った事例はあるのかを探し出し、こういうことでやっている、そもそもこうじゃないか、と考えることが大事である。

国会議員としてやりたかったことは制度改革であった。動かない財産、不動産財産権への改革である。すべての財産の根っこの部分が不動産財産権である。ここを合理的に動くようにしていけば、日本はもっと変わる。所有権絶対、ここに切り込みたかった。所有者不明土地法制が今年4月から走り始めた。来年は相続登記の義務化が始まる。今年の通常国会では、空家対策特別措置法の改正法が成立した。その考え方を知的財産権法の大改正にも使った。以下、その流れをお伝えしたい。

2 財産権改革にみる制度改革の作法

(1) 民法の大原則を再考する

議員立法を10本経験すると、民法の大原則は変えられるんだ。そう最初に思ったのが東日本大震災のいわゆる原発損害賠償の時効延長法（議員立法）であった。

原発事故は不法行為責任であり、不法行為の時効は相手はわかっていたら3年である。立入制限もあり、3年で訴訟にもっていくのは無理。政府も同じような感覚をもっていたが、時効の延長までは考えていなかった。不法行為の時効が3年なのは民法の特則であり、変えられないはずはない。しかし、民事局は変えるつもりがなかった。だったら議員立法で変えてみせる、そう思い動いた。時効を延長するために河を遡った。元々は債権（不法行為債権）であり、債権の時効は10年、不法行為は3年の特則である。特則なんだから原理原則に戻るといって、議員立法で10年に戻した。元々原則はこうだったという論法で進めたのが大事であった。

(2) 所有権は絶対か——空家対策特別措置法

民法の本則が議員立法で変えられることが成功体験となり、次にめざしたのは空き家対策である。2018年、わが国の住宅総数6241万戸に対し、総世帯数は5400万世帯、住宅が840万戸余っている状態であった。その中で、腐朽・破損有りの空き家は100万戸を超え、所有者がわかっていない、わかかっていても放置されている。この問題をどうするか、何とかしないといけないと感じたので、議員立法で空家対策特別措置法をつくった。主張としては以下のとおりである。

- ① 所有権絶対 空き家といえども、勝手に壊すわけにはいかない。所有権絶対である。これについては河を遡った。建築基準法に「既存不適格建築物を撤去できる」という条項を見つけたのでボロボロの空き家は既存不適格ではないか、という論法を立てた。
- ② 財政・税制上の措置 所有者を確認するために固定資産税課税台帳を調べたいが、地方税法で「税制のため以外には使えない」という項目がある。これにより、空き家対策のためには使えない。

それと住宅特例を外すことである。空き家は住宅ではないとすれば、住宅特例から外せばいいということだが、税制上の措置なので、主税局、総務省と話をつけないとならない。

そこで議員立法をした。まさに伝家の宝刀である。宮路拓馬先生、宮路和明先生、西村明宏先生らと一緒に活動した。実は、国土交通省もつくりたがっていたので、一緒に手伝ってくれた。これが最初の法律である。特定空家も、税制上の措置も議員立法だから押し切ってきた。

本来なら、住宅局（国土交通省）がつくってほしい法律だが、省庁間の調整が難しいことが考えられ、省庁間の調整が難しいものは対立が起こり、対立があるものはどんどん後回しになることから、議員立法にならざるを得なかった。

それでも多くの難点があった。これを乗り越えたのが、今回（2023年6月）国土交通省に上程してもらった改正法である。議員立法は全党の同意が必要なため、少し控えめにつくってあった。さらに踏み込んだ形で議員立法でやるのは難しい。閣法でやるということになり、今回の改正で所有者の責務強化、活用の拡大、管理、空き家の除却を前段階からできることにした（【資料1】参考）。

接道規制の合理化、用途規制の合理化、市街地調整区域内の空き家の用途変更といったアイデアは司法書士の先生方をはじめとする実務家の皆様からいただいた。小骨が刺さったような、でもこれがあるから動かない、こういうものを我々は変えていかなければならない。

「司法書士制度を考える自由民主党議員懇話会」など、さまざまな場でご意見をいただいて、こういった法律にビルトインしていく必要がある。

所有権が絶対とよく言われるが絶対ではない。憲法29条で法律の範囲内で、と定められている。だから法律をつくる。無茶苦茶であってはならないが、河を遡り、そもそも趣旨がこうなんだ、実務ではこうなんだということを言っていく。そのヒントは先生方が立法府にくれると思っている。

(3) 「不動」財産を動かすための所有者不明土地改革

次に取り組んだのが、動かない土地である。これが動けば、日本の富の200兆円が動く。土地が動けば家が建つ。家が建てば設備投資がされる。何倍、何十倍と日本が成長できる。ただ、これに

はものすごい抵抗があった。所有権絶対、共有権絶対。共有法は民法のど真ん中にある。法務省からは「明治以来、これでやっている」と言われた。だからこそ、動かさないとならない、と思った。

荀子の言葉で「着眼大局・着手小局」がある。所有権・共有権について、相続も含め整理をする。いきなりそれをやるといったら、明治以来の岩盤で動かない。着手小局ということで、誰もが困っていることから着手することとし、まずは農地から手をつけた。これには反対はなかった。農地でできるんだったら、何で他の土地でできないのか。やりやすいところから手をつける。あるいは、表題部から手をつける。表題部所有者のわからない土地をどういうふうにするか、といった着手を次々としていった。

政務官になって、法務大臣になって、改革の行程表のほか、関係閣僚会議でみんなを縛る行程表をつくることにした。安倍晋三内閣総理大臣も菅義偉官房長官も理解を示してくだり、内閣官房でつくってくれた。関係閣僚会議で縛ると各省庁やらざるを得ない。そういう行程表をつくって進めていったのが、所有者不明土地対策であった（【資料2】参考）。

(4) 所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法

これは国土交通省につくってもらった。ここで法務省と完全に連動させた。二つの省庁がコラボしているから、すごい推進力がある。民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法である。ここで民法の大改正、明治以来の大改正に手をつけた。これをいろいろとやった（【資料3】参考）。

根っこは相続登記の申請。登記は公示原則とい



う明治以来の法制だが、これをどうしていくかを考えたとき、土地基本法が効いてくる。所有者の責務、それは正しい登記をする責務である。登記だけではない、土地の管理義務もある、ということをやったわけである。これは管理不全土地、管理不全建物の問題にもつながっていく。

(5) 所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

長期間経過後の遺産分割の見直しについては、相続開始から10年を経過した時には、個別の具体的な相続分による分割の利益を主張できなくした。そして、法定相続分で処理できるようにした。個別相続分を考慮せずに、法定相続分を供託したら売買できるようになる（【資料4】参考）。これがやりたかった。これでおそらく相当部分が動くようになる。すでに相続開始から10年経過しているものについては、今年の4月1日から5年以降経つと具体的な相続分が主張できなくなる。

先生方をお願いしたいのは、市民の方々へ遺産分割どんどんやってくださいよと言ってほしい。あるいは、自筆証書遺言をどんどんやってくださいと言っていただきたい。成年後見もやっておられる、自筆証書遺言にもかかわっておられる、そして登記にも詳しい。そういったところで、ぜひアドバイスをしてほしい。

3 制度改革の処方箋

私は権利をどんどん動かすべきだと思っている。日本経済は権利をどんどん動かすことによって、経済が回っていく、活性化する、そして日本経済が復活していく。日本は失われた20年、30年と言われており、ほかの国よりも成長していない。その原因の一つに権利による縛りがあるのではないかと思っていた。だから、今回、できる限りの改正をしたが、こうしたヒントは先生方がくださった。こういった活動をこれからもしっかりとやっていきたい。

※なお、本文は編集部において講演の一部を抜粋し、編集したものであり、文調その他表現についても一部修正を加えています。

【資料1】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日成立
公布から6月以内施行

背景・必要性

○居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。

<状態> [良] **空家の発生** → [悪] **管理不全** → **特定空家**

活用
悪化の防止
除却等

法案の概要

○所有者の責務強化
・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域 (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- 市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
- 市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③)

③支援法人制度

- 市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- 所有者等への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応
※事前に所有者同意
- 市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- 放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
- 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除

②所有者把握の円滑化

- 市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- 市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)

②代執行の円滑化

- 命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度を創設
- 所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収

③財産管理人*による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)

- 市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- 空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- 空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- 市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

【資料2】

所有者不明土地対策の経緯



H29. 1 所有者不明土地問題研究会(座長:増田寛也氏)設置 <H29.12 最終報告>

H30. 1 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議 立上げ
<官房長官(主宰)、総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣>

H30 所有者不明土地法 制定

- ・地域福利増進事業の創設
- ・土地収用手続の合理化・円滑化
- ・所有者探索のための公的情報の利用等の特例

附則 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※その他、関係法律として、
①農業経営基盤強化促進法等の改正 ②森林経営管理法の制定 も実施

R元・2 土地基本法 改正(R2)

- ・土地の「適正な管理」を土地政策の基本理念として明確化
- ・土地所有者等の責務を規定

※その他、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の制定(R元)、国土調査法等の改正(R2)も実施

R3 民事基本法制の見直し

- ・【民法・不動産登記法等 改正】相続登記の申請義務化/管理不全土地管理制度の創設
- ・【相続土地国庫帰属法 制定】相続土地国庫帰属制度の創設

R4 所有者不明土地法 改正

- ・地域福利増進事業の拡充(対象事業等)
- ・管理不全所有者不明土地の管理適正化の措置

R5 住民基本台帳法 改正(R5)

- ・住基ネットによる所有者探索に必要な情報の提供等

老朽化マンション対策の法制化に向けた検討

- ・老朽化マンション等の管理・再生の円滑化を図る方策

【資料3】

民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要

法務省民事局
令和5年8月

■民法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第24号)

令和3年4月21日成立
同月28日公布

■相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 (令和3年法律第25号)

【両法律の概要】

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

発生予防	利用の円滑化	発生予防
登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し	土地・建物等の利用に 関する民法の見直し	土地を手放すための 制度の創設
<p>① 相続登記の申請義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入 <p style="text-align: right;">P.3</p> <p>② 住所等の変更登記の申請義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の公的機関（住基ネット等）から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入 <p style="text-align: right;">P.4</p>	<p>① 財産管理制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設 <p>② 共有制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 共有者不明の共有物の利用の円滑化 <p>③ 相隣関係規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフラインの設備設置権等の規律の整備 <p>④ 相続制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期間経過後の遺産分割の見直し など <p style="text-align: right;">P.6</p>	<p>○ 相続土地国庫帰属制度の創設</p> <p>相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設</p> <p style="text-align: right;">P.5</p>

(①につき)

令和6年4月1日施行

令和5年4月1日施行

令和5年4月27日施行

(②につき)

令和8年4月1日施行

(※一部は令和8年2月2日施行)

各制度を分かりやすく説明したパンフレットは、こちらから



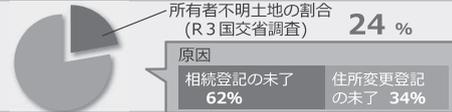
所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

課題

相続登記がされないこと等により、所有者不明土地（※）が発生

※ 所有者不明土地とは・・・

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地



背景

- 相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない
- 都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に、土地の所有意識が希薄化・土地を利用したいというニーズも低下
- 遺産分割をしないうまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増加

問題点

- 所有者の探索に多大な時間と費用が必要（戸籍・住民票の収集、現地訪問等の負担が大きい）
- 所有者の所在等が不明な場合には、土地が管理されず放置されることが多い
- 共有者が多数の場合や一部所在不明の場合、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難
 - ⇒ 公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害
 - ⇒ 土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生 など



所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題

政府方針

- 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（R5.6.6 関係閣僚会議決定）
 - ▶「本年4月から施行された相続土地国庫帰属制度、改正された民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等について、…国民への周知を徹底するとともに、法務局…の更なる体制整備を図る。」
 - ▶「来年4月から施行される相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる新制度について、…国民各層に行き渡る十分な周知を徹底する。また、これらによる所有者不明土地の積極的解消を図るために十分な法務局の体制整備や予算の確保に努める。」
- 骨太の方針2023（R5.6.16 閣議決定）
 - ▶「基本方針等に基づき、…法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を進める…」
 - 注「令和3年改正民事基本法制による相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化を始めとする対応強化等。」

【資料4】

所有者不明土地の発生を予防する方策

相続土地国庫帰属法

R5.4.27施行

相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

背景 ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加
② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

○ 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
○ 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施。

(1) 土地の要件 法令で定められた通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可
ア 建物や通常管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 危険な崖がある土地
エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要 ※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料（一筆14,000円）の納付も必要。

右記以外の土地	一部の市街地（注1）の宅地	一部の市街地（注1）、 農用地区域等の田、畑	森林
面積にかかわらず、20万円	面積に応じ算定（注2） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じ算定（注2） （例）500㎡：約72万円 1,000㎡：約110万円	面積に応じ算定（注2） （例）1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

手続イメージ

① 承認申請
【申請権者】相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認
・ 実地調査権限あり
・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④ 国庫帰属
帰属後は、管理庁（財務省・農林水産省）が国有財産として管理

所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

R5.4.1施行

民法の改正

土地・建物の管理制度の創設

▶ 現行の不在者財産管理人・相続財産管理人は、人単位で財産全般を管理する必要があり、非効率になりがち
▶ 所有者が判明していても、管理されないことによる危険な状態になることもある

○ **所有者不明土地・建物の管理制度の創設** **財産管理制度の見直し**
・ 個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する。
※ 裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任（裁判所の許可があれば売却も可）
⇒ 所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する。
○ **管理不全土地・建物の管理制度の創設**
・ 所有者が土地・建物を管理せずこれを放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、管理人の選任を可能にする制度を創設する。
⇒ 管理不全化した土地・建物の適切な管理が可能となる。

不明共有者がいる場合への対応

▶ 不明共有者がいる場合には、利用に関する共有者間の意思決定や持分の集約が困難

○ **共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備** **共有制度の見直し**
・ 裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設する。
・ 裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。
⇒ 不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

遺産分割長期未了状態への対応

▶ 長期間放置された後の遺産分割では具体的相続分に関する証拠等が散逸し、共有状態の解消が困難

○ **長期間経過後の遺産分割の見直し** **相続制度の見直し**
相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設する。 ※施行前の相続にも適用されること、最低5年間の猶予期間があることに注意が必要
⇒ 遺産分割長期未了状態の解消を促進する。

隣地等の利用・管理の円滑化

▶ ライフラインの導管等を隣地等に設置することについての根拠規定がなく、土地の利用を阻害

○ **ライフラインの設備設置権等の規律の整備** **相隣関係規定の見直し**
ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みも整備する。
⇒ ライフラインの引き込みを円滑化し、土地の利用を促進する。

大会報告

第54回定時大会

令和5年8月25日 於・日司連ホール

令和5年8月25日(金)、新宿区の日司連ホールにおいて、東京司法書士政治連盟（以下、「東京政連」という）の第54回定時大会が開催された。

依然として続くコロナ禍の中、感染症対策に万全を期し、昨年度に続き本年度も来賓の皆様を迎えての開催をすることができた。

■ 開 会

午後5時、司会者である市川英明副会長の挨拶の後、齋藤太市副会長より、昨今社会問題化している相続および所有者不明土地等の問題に関し、登記の第一人者である我々司法書士がこれを解決すべくよう一丸となって取り組んでいく旨の開会の辞が述べられた。

続いて、大竹由美子会長より、この1年の活動



の成果の報告と関係各位に対するご協力支援に対する謝辞が述べられ、大会は進行した。

■ 来賓挨拶

今大会には、これまでにない多くの国会議員の先生方をはじめ、都議会各派代表の議員の先生方にもご臨席を賜り、また公務でお越しになれなかった先生方からは動画でのご祝辞を頂戴したほか、日本司法書士会連合会会長、専務理事、東京司法書士会会長からもご挨拶を頂戴するなど、セレモニーが盛大に執り行われた。

(挨拶された順)

国会議員挨拶・紹介

自民党	衆議院議員	平	将明様
自民党	衆議院議員	山田	美樹様
無所属	衆議院議員	松原	仁様
自民党	衆議院議員	長島	昭久様
自民党	衆議院議員	鈴木	隼人様
自民党	衆議院議員	石原	宏高様
自民党	衆議院議員	土田	慎様
自民党	衆議院議員	柿沢	未途様
自民党	衆議院議員	松本	洋平様
公明党	参議院議員	山口	那津男様

ご来賓の方々



小池百合子
東京都知事



吉住 健一
新宿区長

(以下、挨拶された順)



平 将明
衆議院議員



山田 美樹
衆議院議員



松原 仁
衆議院議員



長島 昭久
衆議院議員



鈴木 隼人
衆議院議員



石原 宏高
衆議院議員



土田 慎
衆議院議員



柿沢 未途
衆議院議員



松本 洋平
衆議院議員



山口那津男
参議院議員



河西 宏一
衆議院議員



高木 啓
衆議院議員



生稲 晃子
参議院議員



朝日健太郎
参議院議員



小倉 将信
衆議院議員



竹谷とし子
参議院議員



辻 清人
衆議院議員



菅野 弘一
都議会自民党幹事長



三宅 茂樹
都議会議長



菅野 弘一
都議会自民党幹事長



川松真一朗
都議会自民党政務調査
会長



滝口 学
都民ファーストの会
東京都議団幹事長



後藤 奈美
都民ファーストの会東
京都議団政務調査会長



村松 一希
都民ファーストの会東
京都議団総務会長



東村 邦浩
都議会公明党幹事長



松葉多美子
都議会公明党政務調査
会長



山口 拓
都議会立憲民主党総務
会長



本橋 弘隆
都議会副議長



小澤 吉徳
日本司法書士会連合会
会長



稲本 信広
日本司法書士会連合会
専務理事



早川 清人
日本司法書士政治連盟
会長



千野 隆二
東京司法書士会会長



■ 議長選出

引き続き、司会者より、議案審議につき議長選任方法を議場に諮ったところ、議場より「司会者一任」の声があり、司会者において新宿支部の石川幸太会員を指名し、議場に了承を求めたところ、拍手をもって承認された。

議長は就任挨拶に続き、副議長を選任したい旨を述べ、練馬支部の相馬恵会員を選任した。会期および会議時間決定後、議事録署名人として新宿支部の櫻井清会員と千代田支部の三ツ橋喬会員が指名された後、議事の審議に入った。

◆第1号議案◆令和4年度決算報告等承認及び監査報告の件

山本健詞副会長より、令和4年度決算につき説明、報告がなされた後、監査報告が遠藤雅明監事からなされた。質疑応答はなかったため、議長が第1号議案につき、採決を議場に諮ったところ、満場一致により議案は承認された。

◆第2号議案◆令和5年度運動方針、組織・事業活動方針決定の件

◆第3号議案◆令和5年度予算承認の件

議長より、第2号議案および第3号議案については一括審議したい旨の説明があり、議場に諮ったところ、異議なく了承された。

中村圭吾副会長より令和5年度運動方針、組織・事業活動方針案について、山本副会長より令和5年度予算につき、詳細な説明を加えて第2号議案、第3号議案がそれぞれ上程された。

質疑応答後、議長より、一括審議とした第2号議案および第3号議案について、採決を議場に諮



ったところ、満場一致により両議案は承認された。

◆第4号議案◆役員選任の件

高木宏選挙管理委員長から、役員立候補者、当選者の氏名が告げられた。

新会長に大竹由美子会員（新宿支部）が当選し、幹事長に近藤徹会員（北・荒川支部）が指名され選任された。監事についても、2名の当選が確定した。なお副会長11名、副幹事長9名については、立候補者の当選が確定した。新役員を代表して、大竹新会長から所信表明があった。役員選任についても、満場一致にて承認可決された。

●東京司法書士政治連盟新役員●

会 長	大竹由美子（新宿支部）
副 会 長	土屋 良一（港支部）
”	小笠原理絵（墨田・江東支部）
”	大島 正美（北・荒川支部）
”	平柳 陽一（調布支部）
”	中村 圭吾（港支部）
”	小林 慎（千代田支部）
”	齋藤 太市（田無支部）
”	山本 健詞（千代田支部）
”	長田 茂（杉並支部）
”	市川 英明（町田支部）
”	金子 浩之（北・荒川支部）
幹 事 長	近藤 徹（北・荒川支部）
副幹事長	粕谷 浩（八王子支部）
”	小山 倫子（千代田支部）

”	今村秀一郎（大田支部）
”	渡邊 利明（江戸川支部）
”	森本 悦子（渋谷支部）
”	櫻井かおり（目黒支部）
”	佐野 祐介（北・荒川支部）
”	星野 勝彦（墨田・江東支部）
”	亀山 勝（八王子支部）
監 事	菅澤 明（大田支部）
”	飯田 春雄（八王子支部）

◆第5号議案◆総務選任の件

近藤幹事長から、総務候補者の支部・氏名が紹介された。総務選任についても、満場一致にて承認可決された。

◆第6号議案◆名誉会長選任の件

近藤幹事長から、東京政連規約25条1項に基づき、名誉会長選任の提案があった。名誉会長選任についても、満場一致にて承認可決された。

●東京司法書士政治連盟名誉会長●	
名誉会長	星野 高久（杉並支部）
”	安井 利国（目黒支部）
”	大野 寿之（北・荒川支部）

◆第7号議案◆大会宣言採択の件

小笠原理絵副会長より、大会宣言が読み上げられた。その後、議長は第7号議案につき採決を議場に諮ったところ、満場一致をもって採択された。

●大会宣言●	
<p>令和2年から続いたコロナ禍がようやく終息を迎え、世の中は日常を取り戻そうとしている。しかし、時が戻るはずもなく、世の中全体はデジタル化の変革期の最中にある。令和4年、民事訴訟法の改正により、裁判のIT化が進められ、また、一部の官公庁においても申請手のデジタル化が進められている。</p>	

過去3年の間に、様々な手続において非対面化が急速に進んだ中、令和6年4月にいよいよ相続登記の義務化が開始する。登記の専門家であり、令和2年施行の改正司法書士法により使命規定を明記された我々司法書士の真価がますます問われることは想像に難くない。我々司法書士は、デジタルに最も強い法律家として司法書士制度の発展に努めなければならない。

今、日本は世界でも類のない少子高齢化の社会であり、高齢化率は3割に達する勢いである。

このような社会情勢の中、成年後見制度の利用に対する重要度も高まることが予想される。しかし、制度が開始した平成12年から20年以上の年月が経つにもかかわらず、国内に約600万人いると推定される認知症患者のうち、成年後見制度の利用者は約5パーセントにすぎない。何が成年後見制度の利用の障害になっているのかを見極め、より利用しやすい制度に変えていく必要もあるであろう。

日本には法律に関連する専門家は司法書士以外にも存在する。しかし、最も国民に寄り添い、国民の身近な利益のために力を尽くせる専門家は司法書士だけである。我々が日々研鑽を積んで得た知識やスキルを脅かす存在があってはならず、国民にとって一番身近な法律家である司法書士という公的インフラを我々自身が死守していかなければならない。

東京司法書士政治連盟が取り組まなければならない課題は膨大だ。そのどれもが国民からのニーズであり、我々はこれらのニーズに応えることができるのであろうか。自問することは無意味であろう。なぜなら、司法書士は未来永劫、国民にとって必要不可欠な存在だからだ。

東京司法書士政治連盟は、国民および国民の代表である議会と対話し、地道に信頼関係を築き、連携をして、多くの国民が大きな時代の流れに取り残されないよう、そして自由

かつ公正な社会の形成のために、日々努力していくことをここに宣言する。

令和5年8月25日

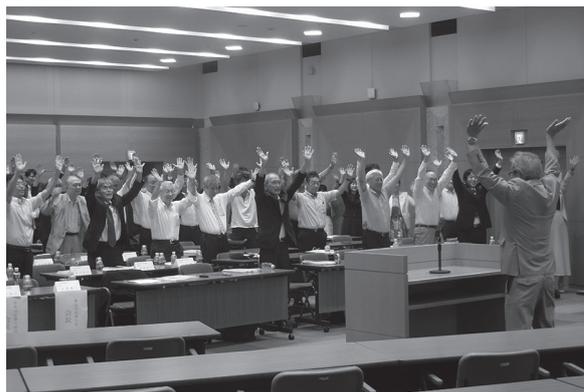
東京司法書士政治連盟 第54回定時大会

■ 閉 会

石川議長より、議事進行への協力を謝辞が述べられ、全議事日程の終了が告げられた。議長、副議長降壇の後、大竹新会長より会員に感謝が述べられ、野中政志東京司法書士会前会長が紹介された。野中前会長より「東京政連に対する東京会および会員の理解は20年前に比べて遙かに深まった。それは東京会および大竹会長が地道に成果を出し、会員への理解を深める努力をした結果である。現在、東京会と東京政連の関係は全国の司法書士会が羨むものになった。これは千野新会長にも続けてほしいし、またそうすべきである。私の在任中にいくばくかの成果ができたかもしれないが、それは大竹会長と東京政連が動きやすいようにバックアップしてもらえたからだ」と力強い励ましをいただいた。

閉会の辞として小林慎副会長が熱心な議論への感謝とともに東京政連が中心となって活動していく決意を述べた。

最後に齋藤副会長から司法書士のさらなる発展を祈念する万歳三唱に代わる挨拶をもって本定時大会は終了した。



■ あなたの声を政連に ■

会報「青い空」では、より自由な、より親しまれる会報をめざし、あなたの声を求めています。

このような運動を展開してほしいなど、政治連盟に対する要望のほか、会員に対する呼びかけ、疑問、執行部に対するご批判等、建設的なご意見でしたら大歓迎ですので、ご遠慮なくお寄せください。

なお、誌面の都合上、1500字以内にてお願いいたします。

ご送付先は、東京司法書士会内政連事務局まで。

連載

支部長に聞く



東京司法書士会目黒支部長
垂井 美紀

1 はじめに

私は令和5年に東京司法書士会目黒支部長に就任しました。コロナ禍では、対面における会務や関連団体等の活動は多く行われず、政治活動における支部長の役割について考える機会をもてませんでした。しかし、コロナ禍が明け、来年相続登記義務化を控えた今年、支部長の責務は非常に大きいものだと感じる毎日です。

2 登記義務化

相続登記義務化にあたり、区民への認知度を高める必要があります。そのため、区報への掲載、区役所のポスターの掲示やチラシの設置場所の拡大、相続登記義務化の相談会開催等、課題が非常に多くあり、行政への働きかけが重要だと感じています。

事務所所在地の団体の会合等で政治家と知り合う機会があり、そのつながりを司法書士の政治活動にどのように活かすのか、悩みました。東京政治連盟の大竹由美子会長や近藤徹幹事長、目黒支部の櫻井かおり会員にご協力いただき、現在までに行政や議員等への挨拶や要望提出活動を行いました。

3 政策要望

自民党区議団、公明党区議団、目黒区区長へ相続登記義務化の広報・周知活動に司法書士を活用

いただけるよう、要望書提出を行いました。また、面識のある目黒区議会議員にも個別に要望を行っております。目黒区役所内の登記に関する部署に挨拶も行いました。現在、元旦の区報への相続登記義務化の記事掲載、11月中旬の目黒区商工まつりへの告知活動の参加、区役所からの相談会開催の依頼を受けています。

4 最後に

行政への働きかけは地道な活動と政治連盟との協力が必要だと痛感しています。来年は目黒区長選挙があり、国政選挙の可能性もあります。政治連盟と提携し、司法書士制度発展のための要望実現に向け、引き続き活動を行っていききたいと思います。

令和6年度 予算要望

東京司法書士政治連盟（以下、「当連盟」という）は令和5年10月4日(水)、自由民主党本部において行われた自由民主党東京都支部連合会（以下、「都連」という）に対する令和6年度国家予算・税制改正等要望聴取会に参加した。当連盟から大竹由美子会長はじめ土屋良一副会長、中村圭吾副会長、金子浩之副会長、近藤徹幹事長らが出席した。

平将明都連政調会長の司会の下、冒頭、井上信治都連総務会長の挨拶、大竹会長挨拶の後、早速要望へと入った。

令和6年度については、当連盟から、①令和3年改正民事基本法制による相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化をはじめとする対応強化と予算確保、②代理人申請のデジタル化による行政DX・自治体DXの推進、③民事信託に租税特別措置法第35条第3項の被相続人の居住用財産（空き家）を売却した時の特例が適用されるように、法改正を要望する、の3点について要望を行った（〔資料〕参照）。

①については、相続登記義務化を来年に控え、より一層の周知・広報、相談体制の強化・拡充が不可欠であること、②については、行政DXをより進めるべく、代理申請におけるデジタル化・オンライン化の拡大を早期に求めること、③については、空き家対策にも有効な手段の一つとされる民事信託制度における税制上の不具合についての改善を求めることを訴えた。

出席議員からは、特に、行政におけるDXについては、関心の高いところであり、司法書士界での取組みの姿勢について評価するコメントをいただいたところである。また、相続登記義務化への対応、民事信託に関する税制上要望についても、引き続き意見交換を行い、検討していく旨の回答が得られたところであり、当連盟としても、さらなる活動を展開していく。



[資料]

要 望 事 項

一 令和3年改正民事基本法制による相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化を始めとする対応強化と予算確保

令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されます。これに正当な理由なく違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があること、また施行前に発生した相続にも遡及して適用されることから、国民生活に重大な影響を及ぼすものであるものの、各種調査による国民の認知度は35%程度にとどまっており、上記の通り要望いたします。

【添付資料】

- [資料1] 相続登記の申請義務化を始めとする相続・不動産に関する新制度の周知・広報への対応について（依頼）（令和4年12月26日法務省事務連絡）
- [資料2] 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（抜粋）
（令和5年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）
- [資料3] 経済財政運営と改革の基本方針2023について（抜粋）
（令和5年6月16日閣議決定）
- [資料4] 特別区長会に提出した要望書
- [資料5] 東京都市長会に提出した要望書

※なお現在、特別区長会、東京都市長会と並行して、全国市長会、全国町村会へも、総務大臣室の紹介で、相続登記の申請義務化に関する周知・広報活動と市町村における相談窓口の設置を要請している。

二 代理人申請のデジタル化による行政DX・自治体DXの推進

（1）行政DX・自治体DXを推進するため、代理申請のデジタル化・オンライン化は不可欠であり、政府・自治体に対する資格者代理人からの各種申請（下記1～4）について、オンライン申請・キャッシュレス決済を原則とした代理申請のDX化を求めるとともに、その実現に向け法務省・総務省・デジタル庁等の関係省庁との協議を行うことができるようとりはかられたい。

- 1、戸籍住民票等の職務上請求のデジタル化
- 2、固定資産評価証明書請求のデジタル化
- 3、法定相続情報一覧図のデジタル化
- 4、登記事項証明書（不動産、商業、後見登記）のデジタル化

（2）前項1の戸籍住民票等の職務上請求のオンライン申請・キャッシュレス決済の実現までの道程として、郵送申請によるキャッシュレス決済が、本年から墨田区と大田区で開始された。キャッシュレス決済は手数料が高額な定額小為替の使用

要 望 事 項

を回避できるため、国民・行政双方に経済的メリットがあり、東京都のすべての区市町村で導入できるよう、財政不足の市町村には予算措置を含めて対応していただきたい。

【添付資料】

[資料6] 富士フィルムシステムサービス株式会社のプレスリリース
「東京都墨田区と住民票の写しなどの証明書の郵送請求におけるキャッシュレス化に向けた実証実験開始」

三 民事信託に租税特別措置法第35条第3項の被相続人の居住用財産（空き家）を売却した時の特例が適用されるように、法改正を要望する。

近年、高齢者が有する資産の活用・承継の手法として、民事信託の導入事例が増加している。民事信託は、高齢者が有する資産を、親族を受託者として信託し、信託契約の本旨に従って受託者が資産の管理・運用を実行するというスキームである。民事信託を適正に活用することで、不動産の流通を促進するとともに、空き家問題の発生を抑制する効果も期待することができる。

こうした中、令和4年12月20日に、租税特別措置法第35条第3項の被相続人の居住用財産（空き家）を売却した時の特例（以下、「空き家の譲渡所得の特別控除」という。）について国税局回答が公表され、それによると、委託者兼受益者の相続開始が信託の終了事由になっている信託契約において、残余財産の帰属権利者に当該委託者兼受益者の相続人が指定されている場合であっても、当該終了事由が発生し残余財産として不動産（空き家）を取得した残余財産の帰属権利者が、当該不動産（空き家）を売却した場合には、空き家の譲渡所得の特別控除の適用がないというものであった。

そして、理由の一つには、租税特別措置法第35条第3項には、信託の終了に伴う資産の移転を相続又は遺贈とみなして課税する規定が置かれていないということが挙げられている。

財産の実質的な所有者である受益者の死亡によって当該受益者の相続人に資産の承継が発生しているにもかかわらず、これを相続又は遺贈とみなして課税するための根拠規定が租税特別措置法第35条第3項に置かれていないことから、空き家の譲渡所得の特別控除の適用がないものとされたのである。

今後このような取扱いが改善されなければ、超高齢化社会において、親族間の資産管理等の場面で活用が期待される民事信託の普及の障壁となりかねず、民事信託を利用した場合でも、実体に相応した公平・公正な法適用がなされる必要がある。

よって、民事信託にも空き家の譲渡所得の特別控除が適用されるように、租税特別措置法第35条第3項の改正を要望する。

【添付資料】

[資料7] 民事信託を活用した空き家化予防・解消スキーム構築・実践事業
<<https://www.mlit.go.jp/common/001234624.pdf>> (2023.9.12アクセス)

[資料8] 信託契約における残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る租税特別措置法第35条第3項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用可否について
<<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/joto-sanrin/221220/index.htm>> (2023.9.12アクセス)

[租税特別措置法第35条第3項の一部]

「相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第五項までにおいて同じ。）による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）が、（略）

[租税特別措置法第39条の一部]

「相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の五、第七十条の六の九、第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。第六項において同じ。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、（略）

[相続税法第9条の2第4項]

「受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

東京司法書士政治連盟活動日誌

令和4年

- | | | | |
|-----------|---|------------------------|--|
| 11月1日(火) | 公明党司法書士制度推進議員懇話会要望、古川元久衆議院議員訪問、柳ヶ瀬裕文参議院議員訪問、法務省・日司連打合せ、小池百合子都知事対談打合せ、吉住健一新宿区長の会 | 議院議員訪問、入会式、鈴木章浩先生政策懇話会 | |
| 11月2日(水) | 志公会、河野太郎デジタル大臣懇談会 | 11月23日(水) | 嶋崎秀彦千代田区議会議員セミナー |
| 11月3日(木) | 吉住健一新宿区長打合せ | 11月24日(木) | 澁谷桂司清瀬市長要望、参議院内閣委員会FATF附帯決議、日司連所有者不明土地WT、吉住栄都議会議員打合せ |
| 11月4日(金) | 東京都副市長会事務局打合せ、田中利周特別区議会議長会会長打合せ、役員会 | 11月25日(金) | 平将明衆議院議員フォーラム、千代田支部50周年祝賀会、石田秀男品川区長候補総決起大会 |
| 11月5日(土) | 涉外司法書士協会周年記念式典 | 11月26日(土) | 東北ブロック協議会 |
| 11月6日(日) | 吉住健一新宿区長候補出陣式 | 11月28日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム |
| 11月7日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、長島昭久衆議院議員昼食勉強会、自民党文京総支部要望書提出、三宅茂樹東京都議会議長就任祝賀会 | 11月29日(火) | 小池百合子都知事勉強会、石原伸晃先生政経セミナー、山田美樹衆議院議員の会、司法書士を応援する立憲民主党議員懇談会 |
| 11月8日(火) | 渡部尚東村山市長要望 | 11月30日(水) | 小池百合子都知事要望、柴山昌彦衆議院議員勉強会、東京会新人研修会 |
| 11月9日(水) | 下村博文衆議院議員・博友会講演会 | 12月1日(木) | 役員会 |
| 11月10日(木) | 法務省・日司連打合せ | 12月6日(火) | 小田原潔衆議院議員懇談会、柿沢未途衆議院議員懇談会 |
| 11月11日(金) | 新宿区空き家等適正管理審査会 | 12月8日(木) | 池澤隆史西東京市長訪問、戸枝大幸北区議会議員区政報告会 |
| 11月13日(日) | 石田秀男品川区長候補選挙対策会議 | 12月12日(月) | 矢倉克夫参議院議員懇談会、伊藤達也衆議院議員政経セミナー、鈴木隼人衆議院議員セミナー |
| 11月14日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、上月良祐参議院議員訪問、柴崎幹男都議会議員都政報告会 | 12月13日(火) | 自民党司法書士制度推進懇話会、土田慎衆議院議員の会 |
| 11月15日(火) | 小倉将信衆議院議員勉強会、佐藤啓参議院議員勉強会 | 12月14日(水) | 二島豊司港区議会議員政策創造研究会、越智隆雄衆議院議員勉強会 |
| 11月16日(水) | 若宮健嗣衆議院議員勉強会、山田美樹衆議院議員訪問、上月良祐参議院議員訪問、三宅正彦都議会自民党幹事長就任報告会、都民ファーストの会東京大改革 | 12月15日(木) | 後藤田正純衆議院議員の会、山下貴司衆議院議員秘書来館、山加朱美都議会議員、柴崎幹男都議会議員来館 |
| 11月17日(木) | 杉尾秀哉参議院議員訪問、国民民主党司法書士制度推進議員連盟、朝日健太郎参議院議員の会 | 12月16日(金) | 高野律雄府中市長面談 |
| 11月18日(金) | 自民党区議会議員連絡協議会要望、埼玉司法書士政治連盟臨時総会 | 12月17日(土) | 小山有彦都議会議員都政報告会、荒木千陽都民ファーストの会特別顧問政策フォーラム |
| 11月19日(土) | 石田秀男品川区長候補親子団体説明会 | 12月19日(月) | 入会式、山下貴司衆議院議員会、野田聖子衆議院議員懇談会、三宅茂樹都議会議長訪問、山田加奈子都議会議員訪問、峯尾始都議会自民党政調会事務局長訪問、吉住健一新宿区長の会 |
| 11月20日(日) | 芝将宏前日司政連会長を偲ぶ会 | | |
| 11月21日(月) | 辻清人衆議院議員政経セミナー、岡本三成衆議院議員政経懇談会 | | |
| 11月22日(火) | 松下玲子武蔵野市長訪問、吉田忠智参 | | |

- | | | | |
|-------------|---|----------|--|
| 12月20日(火) | 松島みどり衆議院議員企業活力研究会 | 2月10日(金) | 階猛衆議院議員早朝セミナー |
| 12月21日(水) | 木原誠二衆議院議員木躰会勉強会、河村建夫先生訪問、越智隆雄衆議院議員フォーラム、法務省・日司連と小池百合子都知事対談打合せ | 2月11日(土) | 九州ブロック司法書士政治連盟協議会 |
| 12月23日(金) | 鈴木隼人衆議院議員秘書・総務省・厚生労働省打合せ | 2月13日(月) | 加藤勝信衆議院議員セミナー |
| 12月27日(火) | 松本剛明衆議院議員の会、泉健太衆議院議員の会 | 2月14日(火) | 吉住健一新宿区長の会 |
| 12月28日(水) | 中村哲也世田谷副区長面談、特別区議会議長会事務局来館 | 2月15日(水) | 大口善徳衆議院オンライン会議(法務省・日司連) |
| 12月29日(木) | 百乃会 | 2月20日(月) | 入会式、自民党新宿区議会代表質問御礼 |
| 令和5年 | | 2月21日(火) | 塩崎彰久衆議院議員衆議院予算委員会傍聴、自民党各種団体懇談会 |
| 1月5日(木) | 役員会 | 2月23日(木) | 永原隆誉新宿区議会議員候補予定者総決起集会、佐藤篤墨田区議会議員区政報告会 |
| 1月10日(火) | 東京都行政書士会賀詞交歓会 | 2月24日(金) | 萩生田光一衆議院議員時局セミナー、自民党北区総支部定期大会 |
| 1月11日(水) | 埼玉司法書士会賀詞交歓会、北村喜宣上智大学教授打合せ | 2月25日(土) | 千代田区自民党統一地方選挙の集い |
| 1月12日(木) | 国会議員新年挨拶回り、特別区議会議長会事務局訪問 | 2月27日(月) | 長島昭久衆議院議員、昭暁会 |
| 1月13日(金) | 階猛衆議院議員早朝セミナー、東京司法書士会関連5団体賀詞交歓会・懇親会(静岡) | 2月28日(火) | 石原伸晃先生モーニングセミナー |
| 1月15日(日) | 飯倉昭二足立区議会議員講演会 | 3月1日(水) | 統一地方選挙支部長情報交換会(1・2ブロック)、北城貞治荒川区議会議員区政報告会、足立区議会公明党定期大会 |
| 1月16日(月) | 東京司法書士会賀詞交歓会 | 3月2日(木) | 土田慎衆議院議員秘書来館、役員会 |
| 1月17日(火) | 東京土地家屋調査士会新春交礼会、日本不動産鑑定士協会連合会賀詞交歓会、古性重則足立区議会議員の会 | 3月3日(金) | 統一地方選挙に関する情報交換会(3・4ブロック) |
| 1月18日(水) | 特別区議会議長会 | 3月5日(日) | 統一地方選挙に関する情報交換会(5・6ブロック)、自民党新宿総支部総決起大会 |
| 1月19日(木) | 日司連賀詞交歓会 | 3月6日(月) | 塩崎彰久衆議院議員早朝セミナー、盛山正仁の会、中川正春衆議院議員打合せ(千葉)、鈴木康祐板橋区議議会議員候補予定者推薦渡し |
| 1月23日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム | 3月7日(火) | 司法書士制度を考える自民党議員懇話会、中野区自民政経フォーラム、自民党練馬総支部定期大会・総決起大会 |
| 1月24日(火) | 入会式、組織財務委員会 | 3月8日(水) | 石原正敬衆議院議員来館、大口善徳衆議院議員衆議院法務委員会一般質疑、松島みどり衆議院議員企業活力研究会、森村隆行都民ファーストの会代表来館、山田加奈子北区長候補予定者緊急会議、自由民主党目黒総支部大会 |
| 1月25日(水) | 後藤茂之衆議院議員早朝セミナー | 3月9日(木) | 日司連所有者不明土地WT |
| 1月27日(金) | 支部長会傍聴 | 3月13日(月) | 鈴木隼人衆議院議員政経セミナー、金田勝年自民党懇話会会長より選挙応援 |
| 1月30日(月) | 國場幸之助衆議院議員セミナー、小林洋子小平市長面談、自民党東京都連東京政経フォーラム | | |
| 2月3日(金) | 東京都副市長会 | | |
| 2月4日(土) | 小林美緒東村山市議会議員候補予定者決起大会 | | |
| 2月6日(月) | 富田竜馬東久留米市長面談、役員会 | | |
| 2月7日(火) | 小倉将信衆議院議員勉強会、齋藤健法務大臣・小池百合子都知事対談撮影、北村喜宣上智大学教授空き家研修会 | | |

	依頼（徳島）、塩崎彰久衆議院議員より選挙応援依頼（山口）、自民党組織対策本部実務者研修会	4月4日(火)	百成会（勉強会）
3月14日(火)	全国土地家屋調査士政治連盟定期大会	4月5日(水)	渡辺清人新宿区議会議員区政報告会
3月15日(水)	衆議院法務委員会傍聴、吉住健一新宿区長・石川孝一新宿区議会議員候補予定者来館、濱地雅一衆議院議員懇談会、全国会長意見交換会傍聴	4月6日(木)	海老原崇智中央区議会議員候補予定者推薦状渡し、役員会、村松一希都議会議員の会
3月16日(木)	山田加奈子北区長候補予定者選対会議	4月10日(月)	服部征夫台東区長候補予定者推薦状渡し、岡田将和足立区議会議員候補予定者選挙対策会議
3月17日(金)	坂本健板橋区長候補予定者推薦状渡し	4月11日(火)	松丸昌史文京区議会議員候補予定者決起集会
3月18日(土)	兵庫県司法書士政治連盟大会	4月12日(水)	桜井正千代田区議会議員候補予定者推薦状渡し
3月20日(月)	高際みゆき豊島区長候補予定者訪問、有馬俊郎新宿区議会議員候補予定者打合せ、入会式、岡田将和足立区議会議員候補予定者選対会議	4月13日(木)	世耕弘成参議院議員セミナー、高際みゆき豊島区長候補予定者推薦状渡し、鈴木晶雅大田区長候補予定者決起大会
3月21日(火)	樋口高顕千代田区長セミナー	4月14日(金)	階猛衆議院議員セミナー、古川禎久衆議院議員セミナー、白坂亜紀参議院議員大分補欠選挙候補応援
3月22日(水)	日司政連民間参入阻止要望書議員会館持参	4月15日(土)	白坂亜紀参議院議員大分補欠選挙候補応援、石田秀男品川区議会議員候補予定者推薦状渡し
3月23日(木)	服部征夫台東区長候補予定者総決起大会	4月16日(日)	英利アルフィヤ千葉5区衆議院議員補欠選挙候補応援
3月24日(金)	日司政連中国ブロック協議会	4月17日(月)	山下貴司衆議院議員の会
3月25日(土)	海老原崇智中央区議会議員区政報告会、荒川区公明党区政報告会、渡辺清人新宿区議会議員区政報告会	4月19日(水)	坂本健板橋区長選候補選挙対策会議
3月26日(日)	石川孝一新宿区議会議員候補予定者総決起大会	4月21日(金)	入会式
3月27日(月)	國場幸之助衆議院議員セミナー、石原宏高衆議院議員勉強会、山田加奈子北区長選候補予定者選対会議	4月22日(土)	日司政連定時大会
3月29日(水)	木原誠二衆議院議員木蹊会、新しい都民ファーストを語る会・新代表就任記念	4月24日(月)	船橋利実参議院議員セミナー
3月30日(木)	西村康稔衆議院議員セミナー、田中利周文京区議会議員候補予定者推薦状渡し、越智隆雄衆議院議員フォーラム	4月25日(火)	立憲民主党政調会事務局打合せ
4月1日(土)	日司政連近畿ブロック協議会、大阪司法書士政治連盟定時大会、嶋崎秀彦千代田区議会議員候補予定者総決起大会、都民ファーストの会フォーラム	4月26日(水)	志帥会（二階派）、下村博文衆議院議員セミナー
4月2日(日)	小野瀬康裕目黒区議会議員候補予定者推薦状渡し・修祓式、永原隆誉新宿区議会議員候補予定者選挙事務所、内川和久中野区議会議長集会	4月27日(木)	立憲民主党ヒアリング（空家特措法改正について）、空家特措法改正附帯決議要望議員会館回り、政策法規委員会空家特措法改正附帯決議要望議員会館回り
4月3日(月)	樋山真一新宿区議会議員候補予定者選挙事務所訪問	5月1日(月)	骨太の方針・空家特措法附帯決議での議員廻り、国土交通省打合せ
		5月2日(火)	国土交通省打合せ、伊藤衆議院議員事務所、濱地雅一衆議院議員事務所
		5月6日(土)	日司政連打合せ
		5月8日(月)	衆議院議員会館廻り（津島淳、伴野豊、谷田川元各衆議院議員事務所）、岡田将和足立区議会議員選挙候補予定

- | | | | |
|----------|---|----------|--|
| | 者訪問、宮路拓馬衆議院議員セミナー、第1回東京会史平成編作成会議 | 5月26日(金) | 議員会館廻り |
| 5月9日(火) | 衆議院議員会館廻り(谷川とむ、葉梨康弘、谷田川元各衆議院議員事務所) | 5月27日(土) | 静岡県司法書士会定時大会(懇親会)、日司政連熊本会定時大会 |
| 5月10日(水) | 衆議院国土交通委員会空家特措法審議傍聴、古川元久衆議院議員セミナー、飯倉昭二足立区議会議員選挙候補予定者訪問、近藤弥生足立区長事務所訪問 | 5月29日(月) | 日司連代議員会議、吉住健一新宿区長の会、高木陽介衆議院議員フォーラム、國場幸之助衆議院議員勉強会 |
| 5月11日(木) | 役員会、日司政連打合せ | 5月30日(火) | 衛藤征士郎衆議院議員セミナー |
| 5月12日(金) | 階猛衆議院議員セミナー、衆議院議員会館議員廻り、平成研究会セミナー | 5月31日(水) | 平口洋衆議院議員セミナー |
| 5月13日(土) | 幹部会 | 6月1日(木) | 荒川区自民党予算要望、役員会、寺田稔衆議院議員政経セミナー |
| 5月14日(日) | 岡田将和足立区議会議員選挙候補事務所、近藤弥生足立区長選挙事務所、会長・幹事長会議 | 6月2日(金) | 会長・幹事長会議 |
| 5月15日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、議員訪問(牧原秀樹、石橋林太郎、熊田裕通、鈴木馨祐、田所嘉徳、萩生田光一、平林晃、土井亨各衆議院議員事務所) | 6月3日(土) | 関東ブロック協議会 |
| 5月16日(火) | 入会式、杉久武参議院議員訪問、小倉將信衆議院議員勉強会、清和政策研究会、平将明衆議院議員フォーラム | 6月4日(日) | 衆議院議員選挙事前ヒアリング(中国・四国ブロック) |
| 5月17日(水) | 宏池会 | 6月5日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、加藤勝信衆議院議員勉強会、萩生田光一自民党政調会長訪問、国民民主党パーティー |
| 5月18日(木) | 志公会、鈴木淳司衆議院議員セミナー | 6月6日(火) | 衆議院議員選挙事前ヒアリング(京都) |
| 5月19日(金) | 小田原潔衆議院議員セミナー、政策法規委員会 | 6月7日(水) | 司法書士制度を考える自民党議員懇話会、有隣会 |
| 5月20日(土) | 自民党新宿総支部常任幹部会、東京司法書士会定時総会 | 6月8日(木) | 日司連・日司政連協議会、阿達雅志参議院議員政策セミナー、内田直之前千代田区議会議員の会 |
| 5月21日(日) | 遠藤利明自民党総務会長面談、山形市長他数市の市長と面談、衆議院議員選挙事前ヒアリング(九州ブロック)、齋藤健法務大臣懇談会 | 6月9日(金) | 階猛衆議院議員勉強会、橘慶一郎自民党組織本部団体総局長来館、茂木敏充衆議院議員セミナー、東京公共嘱託登記司法書士協会総会 |
| 5月22日(月) | 議員会館廻り(加藤竜祥、鳩山二郎、大口善徳、岩田和親、平口洋、井林辰憲各衆議院議員事務所)、深澤陽一衆議院議員懇談会 | 6月10日(土) | 第2回東京会史平成編作成会議 |
| 5月23日(火) | 小田原潔衆議院議員政策勉強会 | 6月11日(日) | 衆議院議員選挙事前ヒアリング(近畿ブロック) |
| 5月24日(水) | 鈴木英敬衆議院議員勉強会(講師:齋藤健法務大臣)、松島みどり衆議院議員の会、遠藤利明衆議院議員セミナー、松本洋平衆議院議員セミナー | 6月12日(月) | 伊藤達也衆議院議員セミナー、鈴木隼人衆議院議員セミナー |
| 5月25日(木) | 鈴木章浩太田区議会議員選挙候補事務所 | 6月13日(火) | 鈴木晶雅大田区長面談、監査会 |
| | | 6月14日(水) | 葉梨康弘衆議院議員セミナー |
| | | 6月15日(木) | 吉住栄郎都議会議員打合せ、日本行政書士会・日本行政書士政治連盟総会、日本不動産鑑定士協会連合会 |
| | | 6月17日(土) | 成年後見センター・リーガルサポート総会后懇親会 |
| | | 6月18日(日) | 衆議院議員選挙事前ヒアリング(中部ブロック) |
| | | 6月19日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、総務 |

会
 6月20日(火) 入会式、常任幹部会
 6月21日(水) 政治連盟通信編集打合せ
 6月22日(木) 日司連総会
 6月23日(金) 日司連総会、小田原潔衆議院議員勉強会、尾島紘平都議会議員の会
 6月25日(日) 衆議院議員選挙事前ヒアリング(関東ブロック)
 6月26日(月) 古川禎久衆議院議員懇談会
 6月28日(水) 衛藤征士郎衆議院議員懇談会、木原誠二衆議院議員懇談会
 6月29日(木) 小磯善彦都議会議員都政報告会
 6月30日(金) 全国社会保険労務士会・全国社会保険労務士政治連盟総会後懇親会
 7月1日(土) 自民党品川総支部活動報告
 7月2日(日) 衆議院議員選挙事前ヒアリング(東北ブロック)
 7月4日(火) 柿沢未途衆議院議員後援会総会
 7月5日(水) 財務委員会
 7月6日(木) 小倉将信衆議院議員勉強会(中曾宏大和総研理事長)、日司連・日司政連協議
 7月7日(金) 大口善徳衆議院議員打合わせ、荒川区議会公明党予算要望、役員会
 7月9日(日) 日司政連幹部会、衆議院議員選挙事前ヒアリング(北海道ブロック)
 7月10日(月) 秋田一朗前都議会議員懇談会、吉住栄郎の会、坂本健板橋区長区政報告会
 7月11日(火) 江東区議会自民党予算要望
 7月14日(金) 越智隆雄衆議院議員フォーラム
 7月18日(火) 文京区議会公明党予算要望
 7月19日(水) 井林辰憲衆議院議員懇談会、高木啓衆議院議員政経セミナー
 7月20日(木) 小田原潔衆議院議員政策勉強会、東京土地家屋調査士政治連盟定時大会、入会式
 7月21日(金) 足立区議会自民党予算要望、足立区議会公明党予算要望、足立区議会都民ファーストの会予算要望
 7月22日(土) 日司政連関東ブロック協議会
 7月24日(月) 岡本三成衆議院議員国政報告会
 7月25日(火) 新宿区議会公明党予算要望
 7月28日(金) 吉住健一特別区長会会長訪問、古城将夫都議会議員打合せ

8月1日(火) 品川区議会公明党予算要望、議員事務所訪問(越智隆雄、松本洋平、土田慎、平沢勝栄、岡本三成各衆議院議員事務所)、岡田将和足立区議会議員候補予定者納涼会
 8月2日(水) 松川るい参議院議員セミナー、議員事務所訪問(盛山正仁、平将明、木原誠二、小倉将信、松島みどり各衆議院議員事務所)
 8月3日(木) 全国市長会訪問、役員会
 8月4日(金) 中西祐介参議院議員セミナー、品川区議会自民党予算要望、細野豪志衆議院議員秘書来館、特別区長会要望書提出(特別区長会事務局)、玉木雄一郎衆議院議員政経セミナー
 8月5日(土) 日司政連幹部会
 8月7日(月) 上川陽子衆議院議員セミナー、松島みどり衆議院議員企業活力研究会
 8月8日(火) 福田達夫衆議院議員セミナー、青木英二目黒区長訪問
 8月9日(水) 日司連・日司政連協議会
 8月10日(木) 深澤陽一衆議院議員秘書来館、東京司法書士協同組合通常総代会
 8月12日(土) 清水孝治都議会議員事務所訪問
 8月16日(水) 全国町村会訪問
 8月18日(金) 山田加奈子北区長訪問
 8月19日(土) 日司政連会長会
 8月22日(火) 小田原潔衆議院議員勉強会、新宿区議会立憲民主党予算要望、東京都市長会会長渡部尚東村山市長訪問
 8月23日(水) 越智隆雄衆議院議員フォーラム、中野区議会公明党予算要望、中野区議会自民党予算要望、目黒区議会自民党予算要望、墨田区議会公明党予算要望
 8月24日(木) 江東区議会公明党予算要望
 8月25日(金) 東京政連定時大会
 8月26日(土) 日司政連東北ブロック協議会
 8月28日(月) 根本匠衆議院議員セミナー、豊島区議会公明党予算要望、練馬区議会自民党予算要望、練馬区議会公明党予算要望、新宿区議会自民党予算要望、目黒区議会公明党予算要望、豊島区議会都民ファーストの会・国民民主予算要望、小林史明衆議院議員セミナー

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 8月29日(火) | 岸田文雄衆議院議員セミナー、都議会公明党予算要望、都議会立憲民主党予算要望、豊島区議会自民党予算要望、墨田区議会自民党予算要望、中野区議会都民ファーストの会予算要望 | 9月14日(木) | 資格者制度研究会、府中市議会公明党予算要望 |
| 8月30日(水) | 寺田稔衆議院議員セミナー、北区議会公明党予算要望、文京区議会自民党予算要望、足立フォーラム（岡本三成衆議院議員、斉藤鉄夫国土交通大臣、近藤弥生足立区長） | 9月15日(金) | 司法書士制度研修会（藤原崇衆議院議員）、伊藤達也衆議院議員セミナー、高際みゆき豊島区長面談、常任幹部会 |
| 8月31日(木) | 日司政連財務委員会 | 9月19日(火) | 大口善徳衆議院議員政経懇談会 |
| 9月1日(金) | 細野豪志衆議院議員打合せ、武田良太衆議院議員秘書打合せ、上川陽子衆議院議員打合せ、北区議会自民党予算要望、葛飾区議会公明党予算要望 | 9月20日(水) | 若林健太衆議院議員セミナー、港区議会自民党予算要望、港区議会国民民主七戸区議訪問、山崎泰大武蔵村山市長打合せ、日司連一斉相談打合せ、東京税理士政治連盟定時大会懇親会 |
| 9月2日(土) | 土田慎衆議院議員後援会発会式（来賓近藤弥生足立区長）、塩崎彰久衆議院議員懇談会（愛媛） | 9月21日(木) | 木原誠二衆議院議員セミナー、松原俊雄狛江市長打合せ |
| 9月4日(月) | 都議会都民ファーストの会予算要望、野田聖子衆議院議員セミナー、山下貴司衆議院議員司法書士向けセミナー | 9月25日(月) | 中央区議会自民党予算要望、國場幸之助衆議院議員セミナー、井林たつりの衆議院議員の会 |
| 9月5日(火) | 青木英太目黒区議会議員意見交換会、都議会自民党予算要望、泉健太衆議院議員セミナー | 9月26日(火) | 伊藤栄敏調布市副市長打合せ、井辰憲内閣府副大臣訪問・経済対策への相続登記周知広報明記、高木啓衆議院議員時局講演会 |
| 9月6日(水) | 小林鷹之衆議院議員セミナー、大口善徳衆議院議員訪問、司法書士制度を考える自民民主党議員懇話会、上川陽子衆議院議員事務所打合せ、日司政連懇談会、板橋区議会公明党予算要望、竹谷とし子参議院議員訪問、世耕弘成参議院議員訪問 | 9月27日(水) | 衛藤征士郎衆議院議員セミナー、大口善徳衆議院議員訪問、財務委員会 |
| 9月7日(木) | 後藤茂之衆議院議員フォーラム、堀内詔子衆議院議員の会、全国会長会傍聴、役員会 | 9月28日(木) | 小泉龍司法務大臣、柿沢未途副法務大臣、中野英幸法務大臣政務官、表敬訪問、衛藤征士郎衆議院議員訪問、日本税理士政治連盟懇親会、松本剛明衆議院議員の会、青木英二目黒区長訪問 |
| 9月8日(金) | 日司政連広報委員会 | 9月29日(金) | 西村康稔衆議院議員セミナー、司法書士制度を考える自民党議員懇話会役員へ経済対策として要望、日本司法支援センター（法テラス）書類作成援助の相談、出井良輔前中野区議会議員の会 |
| 9月9日(土) | 勉強会（講師：上川陽子衆議院議員・大口善徳衆議院議員） | 9月30日(土) | 中部ブロック情報交換会（三重） |
| 9月10日(日) | 都民ファーストの会中野区議団報告会 | 10月1日(日) | 政治連盟通信打合せ |
| 9月11日(月) | 越智隆雄衆議院議員フォーラム、鈴木隼人衆議院議員政経セミナー、上川陽子衆議院議員時局セミナー | 10月2日(月) | 盛山正仁衆議院議員事務所表敬訪問打合せ、木原宏立川市議会議員補欠選挙候補者選挙事務所訪問 |
| 9月12日(火) | 小田原潔衆議院議員勉強会、東京公友会政経懇談会 | 10月3日(火) | 高際みゆき豊島区長訪問、国分寺まちづくり部打合せ |
| 9月13日(水) | 武田良太衆議院議員セミナー | 10月4日(水) | 小倉将信衆議院議員の会、自由民主党東京都支部連合会予算要望、古川禎久（元法務大臣）自民党団体総局長来館、浜中啓一青梅市長打合せ |
| | | 10月5日(木) | 瑞穂町デジタル推進課打合せ、総務会 |

10月6日(金)	木原宏立川市議会議員補欠選挙候補者決起大会	博幸あきる野市長打合せ、東大和市市民環境部打合せ、馬場成志副総務大臣訪問・政策要望、松村祥史国家公安委員長表敬訪問、盛山正仁文科大臣表敬訪問
10月9日(月)	中野弘道焼津市長要望打合せ	
10月10日(火)	羽村市秘書広報課等打合せ、稲城市課税課打合せ、古川元久衆議院議員の会、日司連男女共同参画セミナー（伊藤孝江参議院議員）	10月19日(木) 福生市課税課打合せ
10月11日(水)	永見理夫国立市長打合せ、木原宏立川市議会議員補欠選挙候補者総決起大会、日司連所有者不明土地WT	10月20日(金) 古川禎久衆議院議員セミナー、足立区老朽家屋審査会
10月12日(木)	越智隆雄衆議院議員フォーラム、新宿区危機管理課訪問、公認会計士政治連盟懇親会・スタートアップ支援依頼	10月22日(日) 日司政連常任幹部会
10月13日(金)	焼津市長訪問（静岡県市長会会長・東海ブロック会長、全国市長会副会長）	10月24日(火) 八王子市市民部等打合せ、立憲民主党司法書士を応援する議員連盟、黒崎祐一先生来館、日司連司法書士法改正打合せ
10月16日(月)	昭島市課税課等打合せ	10月25日(水) 阿部裕行多摩市長打合せ、寺田稔衆議院議員早朝セミナー、師岡伸公奥多摩町長打合せ
10月17日(火)	衛藤征士郎衆議院議員セミナー、公明党司法書士制度推進議員懇話会（議員会館）	10月27日(金) 吉本昂二檜原村長打合せ
10月18日(水)	小田原潔衆議院議員政策勉強会、中嶋	10月30日(月) 松本洋平衆議院議員政経パーティー、日の出町総務部等打合せ
		10月31日(火) 發地易隆都議会議員都政報告会

すべては国民の権利擁護のために

本会・関連団体に代わって司法書士の声を議会に届けます

会費納入にご理解をお願いいたします！

年会費12,000円（日額33円です！）

【振込口座】

三井住友銀行（0009） 新宿支店（661）

普通預金4137961 東京司法書士政治連盟

●編集後記●

■失われた30年。バブル崩壊後の90年代初頭から現在までの日本経済の低迷期を指す言葉であるそうだが、30年前と今とで、どう変わったのか、自分の身の回りでふと考えてみた。今から30年前、自分は17歳。早生まれなもので、高校3年生。いわゆる青春真っ盛り。スマホはおろか携帯電話だって、爆発的普及までは数年先。ポケベルがドラマになる時代。Windows95の発売だって、ちょっと先の話で、コンピューターといったら、スーパーファミコン。音楽はCD全盛。お金のない田舎の高校生少年はレンタルショップからせっせとCDを借りて、カセットテープにダビング。テープはハイポジかメタル。よくわからないこだわり。メディアの中心といえばテレビ。そういえばYouTubeみたいなものもあったっけ。おもしろビデオ投稿。車もすごかった。スカイラインにNSX。エコカーなんて気配すらない。そう考えると、なんという時代だったのだろうか。そして気がつけば30年。スマホに依存し、コンピューターに操られ、あらゆるものがIT化。音楽をせっせとダウンロードし、YouTubeにはまり、エコカーに乗る。失われた30年……歳とった30年。(金子)

■なんとなくだが世界的な潮流としてお酒が少しずつタブー視されてきている気がするし、実際に今後そうなっていくだろう。健康を考えれば飲まないに越したことはないが、たとえば昭和の歌謡曲から「お酒」を除いたらなんとも味気のないものになる。「酒に語りかけ」、「暖簾をしまうまでほっといてもらい」、「ダブルのバーボンを遠慮しない女性」、「ジョージの店まで、というと黙って運転してくれるタクシー」等々きりが無い。個人

的にお酒には良い思い出も悪い思い出もある。世界的にも歴史的にもお酒は文化とも言えよう。それが健康の名の下に消滅していくのはどこか寂しさを感じてしまう。人が今後どうお酒と付き合っていくか。お酒を飲みながら考えてみるか。(粕谷)

■来年4月に施行される相続登記の申請義務化に関する市民の皆様への周知広報と受け皿としての相談窓口の設置のお願いに、昨年に引き続き今年も、本会や支部長の皆様と東京政連がいっしょに各自治体を訪問してきました。

特に三多摩では昨年訪問していない市町村を、9月から11月にかけて集中的に訪問、島しょ部を除く、昨年からの合計で26市3町1村をすべて訪問することができました。

終盤、3町1村へは車で移動、なんとか効率よく回れたらという思いも通じず、全部別々の日になり、連日首都高と中央道を往復、数年前に巻き込まれた大渋滞が脳裏に浮かび早め早めに出発するも、ありがたいことに小さな渋滞のみ、天気にも恵まれ、途中合流するK副会長とO会長との道中も楽しく(お二人は多忙なので楽しくなかったかもしれませんが)！ なんとなく部活のような雰囲気(何部やねん……)！

奥多摩町と檜原村の役場は、どちらも川沿いに立ち、水も透きとおって輝き、役場の階段を下れば川に出ることもできるのではとワクワク、木々も緑から紅や黄色に色づき始め……。

全体をとおしては中々に大変な活動でしたが、終わってしまえば、なんだか寂しい秋の夕暮れ。さー、次は島しょ部??～東京は広いですね！

(近藤)

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長 金子 浩之
委員 粕谷 浩

幹事長 近藤 徹

オブザーバー
名誉会長 星野 高久
監事 菅澤 明